

介護保険料納付のお願い

65歳以上のみなさん、7月から平成27年度介護保険料普通徴収の納付が始まります。

保険料の納めかたは、年金から天引き（特別徴収）される場合と、納付書による納付（普通徴収）の2つにわかれます。いずれの納めかたになるかは、老齢・退職（基礎）年金等の受給額などで決まります。特別徴収の方は、仮徴収（4月・6月・8月の年金から天引き）されます。

●**特別徴収** = 年金から天引きされます。

【対象者】 老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方
【納めかた】 偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます

●**普通徴収** = 納付書で個別に納めます。

【対象者】 年度の途中で65歳になった方
年度の途中で他の市町村から転入した方
年度の初め（4月1日）には年金を受給していなかった方
年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方
老齢福祉年金受給者
【納めかた】 納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は7月（第1期）～翌年3月（第9期）となります。

※**口座振替をご利用すると便利です！**

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。（口座振替の開始は、申し込みの翌以降となります。）

※**介護保険料を滞納すると（給付制限について）**

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になる場合がありますので、納め忘れのないよう、よろしくごお願い致します。

介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】

下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと。
- ② 生計の主の収入が死亡、又は長期入院により、著しく減少したこと。
- ③ 生計の主の収入が事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、著しく減少したこと。
- ④ 生計の主の収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと。
- ⑤ その他、広域連合長が必要と認める者。（生活保護基準に該当する場合）

【介護保険料の減額免除割合】 ※保険料の減額は承認された後、変更されます。

- ①に該当する場合 ・前年の所得額と損害の程度により、全額から8分の1を減額。
- ②又は③に該当する場合 ・前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額。
- ④に該当する場合 ・前年の所得額と農水産物の損失額（補償額は除く）により、10分の5から10分の9を減額。
- ⑤に該当する場合 ・保険料の半額。又は第1段階保険料との差額を減額。

【申請に必要なもの】

○持参していただくもの

- ①に該当する場合 ・消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等 ・印鑑（認印可）
- ②に該当する場合 ・医師の診断書 ・印鑑（認印可）
- ③に該当する場合 ・休廃止していることを証明するにたる書類、失業保険受給証明書 ・印鑑（認印可）
- ④に該当する場合 ・不作・不漁については、これを証明するにたる書類 ・印鑑（認印可）
- ⑤に該当する場合 ・印鑑（認印可） ・年金支給通知書等（年金額が確認できるもの）
・被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳 ・有価証券 ・身体障害者手帳 ・加入している健康保険証
・ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの
・資産評価証明書（資産がない場合は無資産証明書。市町村役場にて発行しています。）

※提出された書類に不足、不備がある場合、又は、偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けることはできません。

【申請書類提出先】 南風原町役場 保健福祉課へ申請を行ってください。

【お問い合わせ】 ○沖縄県介護保険広域連合

〒904-0398 沖縄県中頭郡読谷村字比謝755番地 比謝7複合施設2階

☎098-911-7503（会計課 賦課徴収担当）

○南風原町役場 保健福祉課 高齢者福祉班 ☎098-889-4416

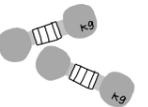
…… 平成27年度介護予防事業 ……

「一般高齢者筋力トレーニング教室（第一期）」参加者募集!!

いつまでもお元気でいきいきと生活するために、ご家庭でもできる筋力トレーニング。皆様のご参加をお待ちしています。

場 所	時 間	実施期間	定 員	参加料
ちむぐる館	毎週 金曜日 10:00～12:00	9/4～11/20、 3ヶ月後に1回(全11回)	30人	無料

【内容および方法】 ストレッチ体操、筋力トレーニング、運動指導士による講話、運動指導
【対 象 者】 町内在住65歳以上の方で会場まで来られる方、介護保険の認定を受けていない方
【申 込 方 法】 電話で仮予約後、保健福祉課窓口（役場2階）にて健康確認を行い、受付けます。健康状態によっては受けられない場合もあります。
【申 込 期 間】 7月1日（水）～8月14日（金）
【持 参 す る 物】 ①飲み物（水分補給用）、②タオル、③運動しやすい服装



「チャーがんじゅう教室」（第一期）参加者募集!!

場 所	時 間	実施期間	定 員	参加料
ちむぐる館	毎週 月・木曜日 10:00～12:00	8/3～11/30(24回)、 3ヶ月後に1回(全25回)	15人	無料

【内容および方法】 ストレッチ体操、筋力トレーニング、運動指導士による講話、運動指導
【申 込 期 間】 7月17日（金）まで受付中
【持 参 す る 物】 ①飲み物（水分補給用）、②タオル、③運動しやすい服装

送迎有り

「スイスイ水中運動教室」（第三期）参加者募集!!

場 所	時 間	実施期間	定 員	参加料
寿スイミングスクール	毎週 水・金曜日 9:00～10:00	9/2～11/25(全24回)	10人	無料

【内容および方法】 スイミング講師指導の水中運動（ウォーキング、筋トレ、ストレッチ、脳トレ）
【申 込 期 間】 7月1日（水）～8月14日（金）
【持 参 す る 物】 ①水着、②水泳帽子、③タオル、④飲み物

送迎有り

※「チャーがんじゅう教室」、「スイスイ水中運動教室」は体力に自信のない方、足腰の痛い方向けの教室です。町内在住**65歳以上**の介護保険の認定を受けていない方で、**下記5項目中、3項目以上に該当する方が対象です。**

- ①階段を手すりや壁をつたわり昇っている。
- ②椅子に座った状態から、何かにつかまり立ち上がっている。
- ③15分位続けて歩くことができない。
- ④この1年間に転んだことがある。
- ⑤転倒に対する不安が大きい。

【申込方法】 電話で仮予約後、保健福祉課窓口（役場2階）にて健康確認を行い、受付けます。健康状態によっては、受けられない場合もあります。※受付後、医師意見書（所定の様式有り）の提出（自己負担）。※役場に来られない方は、ご連絡ください。



【お問い合わせ】 保健福祉課（役場2階） ☎889-4416 担当（仲里・前川・長嶺・仲嶺）